

第134回東北地方交通審議会
船員部会 議事要録

令和元年12月20日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会 第134回船員部会

日 時 令和元年12月20日(金) 14:00~

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員 : 高橋(真)部会長、増田部会長代理

豊田委員、佐々木委員

労働者委員 : 熊谷委員、高橋(雅)委員(欠席)、鈴木委員

使用者委員 : 勝倉委員、白幡委員、平岡委員

運輸局 : 畠山海事振興部長、丹藤海事振興部次長

佐藤船員労働環境・海技資格課長

柳田船員労政課長、鈴木労政課専門官、渡邊労政係長

議 題

(1) 審議事項

船員に関する特定最低賃金(東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)最低賃金)の改正について

(2) 管内の雇用等の状況について

(3) その他

(資料)

資料1 船員に関する特定最低賃金(東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業(沖合底びき網)最低賃金及び東北漁業(大中型まき網)最低賃金)の改正について

資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料(10月分)

資料3 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)

資料4 有効求人・求職数(東北管内:3年対比)

資料5 新規求人・求職数(全国)

資料6 有効求人・求職数(全国)

資料7 有効求人倍率(東北管内)

資料8 有効求人倍率(全国)

資料9 新聞情報

参考資料 東北運輸局管内における船員災害・疾病発生状況

参考資料 交通政策審議会海事分科会第118回船員部会配布資料

◎開 会

【丹藤海事振興部次長】

〔第134回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料の確認〕

◎議 事

(1) 審議事項

船員に関する特定最低賃金（東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金）の改正について

【高橋（真）部会長】

それでは、議事に入ります。

議事次第の「議題（1）審議事項」の「船員に関する特定最低賃金（東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、東北海上旅客運送業最低賃金、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金）の改正について」、各専門部会部会長から、「資料1」審議結果について報告をお願いします。

初めに、「東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会」と「東北海上旅客運送業最低賃金専門部会」については、部会長を務められました増田専門部会部会長から報告をお願いします。

【増田専門部会部会長】

「東北内航鋼船運航業及び木船運航業」と「東北海上旅客運送業」は、私が専門部会部会長を務めましたので、私からご報告いたします。

まず、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会につきましては、令和元年11月20日と11月28日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の「1」に記載のとおり、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号）については、

- ・適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む）
「24万8,450円」を1,100円アップし「24万9,550円」に、
- ・ただし書きの職員
「23万2,000円」を1,100円アップし「23万3,100円」に、
- ・部員
「18万9,250円」を1,200円アップし「19万450円」に、
- ・ただし書きの海上経歴3年未満の部員
「18万100円」を1,200円アップし「18万1,300円」に
それぞれ改正することが適当であるということで合意を得ました。

次に、東北海上旅客運送業最低賃金専門部会につきましては、令和元年11月13日と11月28日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の「2」に記載のとおり、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第3号）については、

- ・適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む）
「24万3,450円」を1,100円アップし「24万4,550円」に、
- ・部員
「18万1,600円」を1,100円アップし「18万2,700円」に
それぞれ改正することが適当であるということで合意を得ましたのでご報告いたします。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

続きまして、「東北漁業（沖合底びき網）」と「東北漁業（大中型まき網）」については、私が専門部会部会長を務めましたので、私から報告いたします。

まず、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金専門部会は、令和元年11月29日と12月5日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の「3」に記載のとおり、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号）については、

- ・適用する船員に係る最低賃金額

「1人歩20万300円」を900円アップして「1人歩20万1,200円」に
改正することが適当であるということで合意しました。

次に、東北漁業（大中型まき網）最低賃金専門部会は、令和元年10月28日と11月20日の2回にわたり開催されました。

その結果、資料1の「4」に記載のとおり、東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号）については、

- ・適用する船員に係る最低賃金額

「1人歩20万650円」を900円アップして「1人歩20万1,550円」に、

- ・青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき
- ・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については

「1人歩18万6,950円」を900円アップし「18万7,850円」に

それぞれ改正することが適当であるということで合意しました。

最低賃金専門部会での審議結果は、以上のとおりとなりました。

【高橋（真）部会長】

ただいま、各専門部会の審議結果について報告があり、また、報告しましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

なければ、4業種とも了承をいただいたということで、審議結果を資料1のとおり船員部会の決議として東北地方交通審議会会長へ報告することといたします。

なお、資料1の後ろには、参考として今日現在、決定している全国の各業種の最低賃金審議状況が添付されております。

（2）管内の雇用等の状況について

【高橋（真）部会長】

それでは、次に「議題（2）管内の雇用等の状況について」、事務局から報告をお願いします。

[柳田船員労政課長から資料2から資料8に基づき報告]

【高橋（真） 部会長】

今の報告について、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

【熊谷労働者委員】

資料2の7ページの11月の速報の部分で、福島の1件はどのような船ですか。

【柳田船員労政課長】

詳細を確認していませんので、次回の部会で説明します。

(3) その他

【高橋（真） 部会長】

そのほかありますか。

なければ、ご了承いただいたものといたします。

続きまして、「議題（3）その他」に入ります。

委員の皆さんから情報提供をお願いします。

では、労働者委員からお願いします。

【熊谷労働者委員】

サンマですが、12月となり漁期が終了しました。今年当初の8月、9月は全然だめでしたが、10月、11月にはどうにかまとまった量があったということです。今回もやはり新しい船と古い船で水揚げに大分差が出たようで、とった船は3億超えの船も数隻ありましたが、とらなかつた船は1億にも届かなかつたということです。

今年は最後まで値段が下がらなかつたので、それに助けられたという状況で今期のサンマ漁は終わっています。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

【鈴木労働者委員】

八戸は全国で一番、中型イカ釣り船が多い港ですが、今の水揚げ状態を受け、いつもは2月末ごろまで操業しているのに、現在、2隻係船する、やめるという話が聞こえてきています。そのほかに、日本海でも二、三隻やめるのではないかという情報があります。

【高橋（真） 部会長】

量が少ないということですか。

【鈴木労働者委員】

そうです。

【増田部会長代理】

やめるというのは、今期だけやめるのではなくて、もうこれからもずっとやめるとということですか。

【鈴木労働者委員】

もう係船するということですか。廃業するということですか。

【高橋（真） 部会長】

そうですか。わかりました。

では、使用者委員ありますでしょうか。

【勝倉使用者委員】

前回、ローサルファの低硫黄分の油への切りかえが2020年から始まるという話をしましたが、今回の新聞情報でも、かなりそれに関する記事が多くなっていますので、我々の遠洋かつお・まぐろ漁業だけではなくて、内航・外航海運にとっても非常に大きな問題になっているというのがこれでよくわかります。

それに伴って、各社から通知があり、私たちの業界でも2020年の1月から運賃の値上げというのが、現実味を帯びてきたところでは。それとあわせて、清水港を中心とした水揚げ待ちの滞船料についても、油の値上げ分に加えてコスト増になってくるということで、2020年は結構大変な年になりそうだと思っています。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

他にありますか。

【白幡使用者委員】

今回の新聞情報にも載っておりますが、我々、東北旅客船協会の会員でもある川崎近海汽船ですが、昨年6月22日に開設した宮古―室蘭航路を、利用が振るわないということで来春休航するということです。

人の利用は非常に順調に推移していたようですが、車の利用が極めてよくなって、想定した台数の大体6分の1くらいの利用にとどまったことが一番の原因だと聞いています。

【高橋（真） 部会長】

わかりました。平岡委員、ありますか。

【平岡使用者委員】

12月16日の内航海運新聞で、関東運輸局管内における機関部職員の有効求人倍率が16倍を超え深刻な機関士不足であると論じておりました。

このような中、全国海運組合連合会では、海技免状を取得する船員育成のため、国土交通省へ船舶職員及び小型船舶操縦者法に関する要望を行うことにしました。現行の機関部乗組み基準では、沿海区域を航行区域とする出力750キロワット以上1,500キロワット未満の推進機関を有する船舶の乗組み基準は、機関長が五級海技士以上、一等機関士が六級海技士以上の免状を有することが規定されております。

今回の要望では、A重油専焼船に限り一等機関士にかわり部員で認めてほしい

という内容でございます。機関部の乗組み基準については従来から要望してまいりましたが、今回はA重油専焼船に限定しての要望としております。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

ほかにありますか。

なければ、本日の議事は終了といたします。

次回の船員部会は、来年1月24日金曜日の16時から、会場はここ4階の会議室で開催します。

◎閉 会